

## 授業計画1回～8回

回	月 日	テーマ	講義の内容
1	10月 7日	通信関連法規の概要	電気通信の発達と電気通信法規 法令及び条約の基礎的な事柄 電気通信に関する国際組織と規制の枠組 国際電気通信連合(ITU)の基本文書その1
2	21日	国際電気通信法規	国際電気通信連合(ITU)の基本文書その2 電波資源の国際管理及び周波数の割当て
3	28日	電波法1 無線局を開設する1	無線局の開設 免許又は登録を要する無線局(免許制度) 無線局免許の欠格事由
4	11月 4日	電波法2 無線局を開設する2	無線局の開設の手続 免許と登録、包括免許及び包括登録
5	11日	電波法3 無線設備の技術基準と適合マーク	送信設備及び受信設備の技術基準 技術基準認証制度 (適合証明、設計の認証、技術基準自己確認)
6	18日	電波法4 無線従事者と無線局の運用	無線従事者資格制度 無線局の運用
7	25日	電波法5 無線局の管理と監督 ICカード、電子レンジと電波法	無線局の管理 無線局に対する監督 高周波利用設備
8	12月 9日	電波法6 無線通信秩序の維持	電波利用環境の保護、電波利用料 電波法の罰則規定

第8回目のテーマは電波法6「無線通信秩序の維持」と云うことで、電波利用環境を保護するための電波法上の規定等を学習します。

### 12月9日(第8回)授業の学習ガイド

- ① 本日の授業は、電波法6「無線通信秩序の維持」のテーマの下で今回の授業の内容として電波利用環境を保護するための規定について学習し理解します。
- ② 電波行政、即ち日本国内での電波使用の基本的条件である無線局の免許制度に関する規定となる無線設備の機能及び電波利用環境を保護するための規定について学習し、その規定内容を理解します。  
また、電波行政は総務省の国家予算により執り行われているが、電波利用共益事務の費用の財源に充てるために、電波利用料が電波法の規定により定められている。この電波利用料について学習し理解します。
- ③ 日本の国内に於いて、電波行政を司るために制定された電波法に違反した場合に科せられる罰則規定について、規定の一例により学習して電波法違反の重大さを認識し理解します。

# 電波法 第8節 雜則

## 2 無線設備の機能及び電波利用環境の保護

無線設備以外の設備に対する規制（電波法第101条）

電波法第82条第1項の規定は、無線設備以外の設備が副次的に発する電波又は高周波電流が、無線設備の機能に継続的且つ重大な障害を与えるときに準用する。

### 電波法第82条第1項

総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備の発する電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流が他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

# 電波法 第8節 雜則

## 2 無線設備の機能及び電波利用環境の保護

無線設備以外の設備に対する規制（電波法第101条）



規制の対象 → ① 許可を要しない高周波利用設備

② 高周波利用設備以外の一切の電気的設備（自動車の点火栓等）

規制の内容 → 対象設備が副次的に発する電波又は高周波電流が無線設備の機能に継続的、かつ、重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずる。

## 無線設備の機能の保護のための規定

空間を伝搬路とする電波を使用する無線通信は、空間に出現するあらゆるものへの影響を受ける必然性を持っている。電気製品が副次的に発射する電波は雑音として無線通信の機能を妨害する。又、建築物等は強い指向特性を有する周波数領域での無線通信にとつては伝搬路上の障害物となる。

電波法には、これらのものから、無線通信を保護するための規定を設けている。いわゆる無線設備以外の電気機器についても、良好な無線環境と円滑な無線通信の維持の見地から、電波法の規制が及ぶことに留意する必要がある。

(この規定は、無線通信規則（RR）の第IV章第II節及び第III節に対応する規定もある。)

## 電波法 第8節 雜則

### 2 無線設備の機能及び電波利用環境の保護

#### 電波監視業務のための電波方位測定装置に対する保護（電波法第102条）

総務大臣の施設した無線方位測定装置の設置場所から1km以内の地域に電波を乱すおそれのある建造物又は工作物であって、総務省令で定めるものを建設しようとする者は、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。



## 電波法 第8節 雜則

### 2 無線設備の機能及び電波利用環境の保護

電波監視業務のための電波方位測定装置に対する保護（電波法第102条）

保護の対象 → 総務大臣が施設した無線方位測定装置

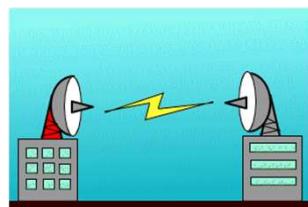
規制の内容 → 保護の対象となる無線方位測定装置の設置場所から 1キロメートル以内での、電波を乱すおそれのある建造物又は工作物の建設の届出



## 電波法 第8節 雜則

### 2 無線設備の機能及び電波利用環境の保護

重要無線通信の伝播障害防止のための高層建築物等に対する規制



重要無線通信（電波法102条の2）

総務大臣は、890MHz以上の周波数の電波による特定の固定地点間の無線通信で次の各号のいずれかに該当するもの（以下「重要無線通信」という）の電波伝搬路における当該電波の伝搬障害を防止して、重要無線通信の確保を図るため必要があるときは、その必要範囲内において、当該電波伝搬路の地上又は水上への投影面に沿い、その中心線と認められる線の両側それぞれ100m以内の区域を伝搬障害防止区域として指定することができる。

## 電波法 第8節 雜則

### 2 無線設備の機能及び電波利用環境の保護

重要無線通信の伝播障害防止のための高層建築物等に対する規制

重要無線通信（電波法102条の2）

890メガヘルツ以上の周波数の電波による特定の固定地点間の無線通信

- ① 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備による無線通信
- ② 放送の業務の用に供する無線局の無線設備による無線通信
- ③ 人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線設備による無線通信
- ④ 気象業務の用に供する無線設備による無線通信
- ⑤ 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線設備による無線通信
- ⑥ 鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備による無線通信



## 電波法 第8節 雜則

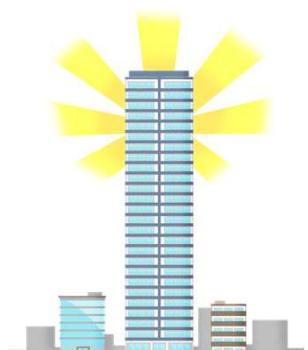
### 2 無線設備の機能及び電波利用環境の保護

重要無線通信の伝播障害防止のための高層建築物等に対する規制

（電波法第102条の2～第102条の10、電波法施行令第8条～第9条、  
電波法による伝播障害の防止に関する規則）

伝播障害防止区域の指定

電波伝搬路の中心線の両側100メートル以内の区域を総務大臣が指定



# 電波法 第8節 雜則

## 2 無線設備の機能及び電波利用環境の保護

重要無線通信の伝播障害防止のための高層建築物等に対する規制

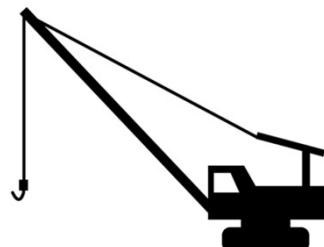
(電波法第102条の2～第102条の10、電波法施行令第8条～第9条、  
電波法による伝播障害の防止に関する規則)

指定区域内の高層建築物等に対する規制

伝搬障害防止区域内において、高層建築物等を建設しようとするときは、

建築主は、工事着工前に書面により総務大臣に届け出なければならない。

(地表高31mを超える高層建築物等)



指定区域内の高層建築物等に対する規制 [電波法第102条の3]

伝搬障害防止区域内において、次に掲げるような高層建築物等を建設しようとする場合は、建築主は、工事着工前に、敷地の位置、高さ、高層部分（地表高31mを超える部分）の形状、構造及び主要材料、その他必要な事項を書面により総務大臣に届け出なければならない。

- ① 地表から高さ31mを超える高層建築物等の新築
- ② 工作物の増築又は移築で、その工事後において地表から高さ31mを超える高層建築物等となるもの。
- ③ 地表から高さ31mを超える高層建築物等の増築、移築、改築、修繕又は模様替え。

【記入例】	高層建築物等予定工事届 令和〇〇年〇〇月△△日
総務大臣 殿	
住所 (注1) 東京都千代田区九段南1-2-1	
氏名 (注2) 総務関東建設株式会社 代表取締役社長 総務 太郎	
次のとおり高層建築物等の工事をするので、電波法第二条の三第一項の規定により、別紙の図面を添えて届けます。	
1 建築主住所氏名 (注1, 2) 東京都千代田区九段南1-2-1 総務関東建設株式会社 代表取締役社長 総務 太郎 電話 03-6238-xxxx番	
2 工事請負人住所氏名 (注1, 4) 東京都千代田区九段南〇-〇-〇 株式会社 総務工務店 電話 03-6238-xxxx番	
3 工事下請人住所氏名 (注1, 4) なし 電話 番	
4 工事の種別 新築	
5 敷地の位置 (地名・地番) 東京都千代田区九段南●-●-●	
6 高層建築物等の最高部の地表高及び海拔高 地表高: 50.25m 海拔高: 60.5m	
7 高層部分の構造及び主要材料 構造: 鉄筋コンクリート造 主要材料: 鉄骨、コンクリート	
8 工事着手予定年月日 令和〇〇年△△月△△日	
9 工事完了予定年月日 令和●●年▼▼月◆◆日	

## 電波法 第8節 雜則

### 3 不法無線局対策（電波法第102条の11～第102条の16、 電波法施行規則第4章第2節の2）

不法な無線局に対する対策は、基準不適合設備の流通に対する対策と特定不法開設局に対する対策からなる。

基準不適合設備	電波法第三章に定める技術基準に適合しない設計に基づき製造され、又は改造された無線設備
特定不法開設局	電波法第4条の規定に違反して開設される無線局のうち次の周波数の電波を使用するもの 26.1MHz を超え28MHz 未満、 144MHz 以上146MHz 以下、 430MHz 以上440MHz 以下 又は 889MHz を超え911MHz 未満

## 電波法 第8節 雜則

### 3 不法無線局対策（電波法第102条の11～第102条の16、 電波法施行規則第4章第2節の2）

#### 基準不適合設備に対する対策（電波法第102条の11）



基準不適合設備	電波法第三章に定める技術基準に適合しない設計に基づき製造され、又は改造された無線設備
---------	--

無線通信秩序の維持に悪影響を与える恐れがある場合、総務大臣は、基準不適合設備の製造業者又は販売業者に対して、経済産業大臣の同意の下に、無線通信の秩序を維持するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

#### 基準不適合設備に対する対策（電波法第102条の11）

基準不適合設備が流通し使用されることにより無線秩序の維持に悪影響を与える恐れがある場合、総務大臣は、基準不適合設備の製造業者又は販売業者に対して、経済産業大臣の同意の下に、無線通信の秩序を維持するために必要な限度において、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

#### 勧告の要件（電波法第102条の11第2項）

- ① 基準不適合設備を使用する不法無線局が、正常な無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えた事例があること。
- ② 上記の基準不適合設備と同一の設計により製造又は改造された設備が、市場に広く販売されていること。
- ③ その状態を放置しておいては、その基準不適合設備が使用され、正常な無線局の運用に重大な悪影響を与えるおそれがあると認められること。

## 基準不適合設備に対する対策（電波法第102条の11、第102条の12）

基準不適合設備が流通し使用されることにより無線秩序の維持に悪影響を与える恐れがある場合、総務大臣は、基準不適合設備の製造業者又は販売業者に対して、経済産業大臣の同意の下に、無線通信の秩序を維持するために必要な限度において、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

### 勧告に応じない場合の対策（電波法第102条の11第2項、第3項、第102条の12）

総務大臣は、官報及び新聞等を利用して、業者の住所、氏名又は名称、基準不適合設備の商品名、型式、勧告の内容等を公表することができる。

## 電波法 第8節 雜則

### 3 不法無線局対策（電波法第102条の11～第102条の16、電波法施行規則第4章第2節の2）

#### 特定不法開設局に対する対策

##### 1) 特定周波数無線設備

表に掲げた特定の範囲の周波数の電波を使用する無線設備を特定周波数無線設備という。ただし、免許及び登録を要しない無線局に使用するためのもの及び特定不法開設局に使用されるおそれがないと認められるものをぞく。

特定不法開設局	電波法第4条の規定に違反して開設される無線局のうち次の周波数の電波を使用するもの 26.1MHz を超え28MHz 未満、 144MHz 以上146MHz 以下、 430MHz 以上440MHz 以下 又は 889MHz を超え911MHz 未満
---------	---

## 電波法 第8節 雜則

3 不法無線局対策（電波法第102条の11～第102条の16、  
電波法施行規則第4章第2節の2）

特定不法開設局に対する対策

2) 指定無線設備と指定無線設備小売業者

総務大臣は、特定周波数無線設備が広く販売されており、これに対応する特定不法開設局の数を減少させることが容易でないと認める場合、当該特定周波数無線設備を、特定不法開設局に使用されることを防止すべき設備として指定することができます。

指定された特定周波数無線設備を「指定無線設備」、これを小売する業者を「指定無線設備小売業者」という。

## 電波法 第8節 雜則

3 不法無線局対策（電波法第102条の11～第102条の16、  
電波法施行規則第4章第2節の2）



特定不法開設局に対する対策

3) 指定無線設備の販売における告知および書面の交付（電波法第102条の14）

指定無線設備小売業者は、指定無線設備を販売するときは、販売契約を締結するまでの間に、相手方に対して、当該無線設備を使用して無線局を開設しようとするときは無線局の免許等を受けなければならない旨を、告げ、又は総務省令で定める方法により示さなければならない。

更に、販売する契約を締結したときは、遅滞なく、必要事項を記載した書面を交付しなければならない。

## 電波法 第8節 雜則

### 3 不法無線局対策（電波法第102条の11～第102条の16、 電波法施行規則第4章第2節の2）

#### 特定不法開設局に対する対策

##### 4) 指定無線設備小売業者に対する指示及び監督（電波法第102条の15、16）

総務大臣は、指定無線設備小売業者が告知及び書面の交付の規定に違反した場合において、特定不法開設局の開設を助長して無線通信の秩序の維持を妨げることとなると認めるときは、経済産業大臣の同意を得て、その指定無線設備小売業者に対し、必要な措置を講すべきことを指示することができる。

この措置では、指定無線設備小売業者から、その業務に関し報告を徴し、又は指定無線設備小売業者に立ち入り、指定無線設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

## 電波法 第8節 雜則

### 4 電波利用料（電波法第103条の2～第103条の3、電波法施行規則 第四章第二節の五）

免許人、登録人、特定免許等不要局を開設した者又は特定免許等不要局の無線設備に技術基準適合の表示をする者は、**電波利用共益事務の費用の財源**に充てるために、所定の電波利用料を納付しなければならない。

### 電波利用料（電波法第103条の2～第103条の3、電波法施行規則第1章第2節の5）

電波利用料制度は、電波の適正な利用を確保し、無線局の適正な運営を維持するためには、無線局全体の受益を目的として行われる事務（「電波利用共益事務」）の費用の財源として、免許人等が電波利用料を納付する制度として、1992年6月5日の電波法改正により新たに規定され、1993年4月1日から実施・導入されました。

免許人、登録人、特定免許等不要局<sup>\*1)</sup>を開設した者又は特定免許等不要局の無線設備に技術基準適合の表示をする者は、次に掲げる電波利用共益事務の費用の財源に充てるために、所定の電波利用料を納付しなければならない。

\*1) 特定免許等不要局：特定周波数終了対策業務に係るすべての特定公示局が電波法第4条第三号の無線局である場合、その特定公示局を言う。特定公示局：5GHz帯無線アクセスシステム

## 電波法 第8節 雜則

### 4 電波利用料（電波法第103条の2第4項）

一 電波の監視及び規正並びに不法無線局の探査 <sup>*2)</sup>
二 総合無線局監理ファイルの作成・管理
三 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整並びに試験及びその結果の分析

# 電波法 第8節 雜則

## 4 電波利用料（電波法第103条の2第4項）

四 電波の人体等への影響に関する調査
五 電波の伝わり方について、観測を行い、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をする事務並びに当該事務に関連して必要な技術の調査、研究及び開発を行う事務
六 標準電波の発射
七 特定周波数変更対策業務
八 特定周波数終了対策業務

九 現に設置されている人命又は財産の保護の用に供する無線設備による無線通信について、当該無線設備が用いる技術の内容、当該無線設備が使用する周波数の電波の利用状況、当該無線通信の利用に対する需要の動向その他の事情を勘案して電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備により行われるようにするため必要があると認められる場合における当該技術を用いた人命又は財産の保護の用に供する無線設備（当該無線設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該無線設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付
十 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することができる地域において必要最小の空中線電力による当該無線通信の利用を可能とするために行われる次に掲げる設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付その他の必要な援助 イ 当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線設備及び当該無線局の開設に必要な伝送路設備 ロ 当該無線通信の受信を可能とする伝送路設備
十一 前二号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付
十二 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助
十三 電波利用料に係る制度の企画又は立案その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

\*2) テューラシステム/DEURAS(Detect Unlicensed Radio Stations) System

## 電波法 第9節 罰則

電波法第九章において、電波法上の罰則を規定

電波法の罰則における刑は、  
拘禁刑、罰金、過料



### 1 遭難通信に関する罰則規定（電波法第105条）

遭難通信の不取扱又は

遅延させたとき ⇒ 1年以上の有期拘禁刑

遭難通信の取扱の妨害

未遂罪は、罰する ⇒ 1年以上の有期拘禁刑

### 2 虚偽の通信の発信（電波法第106条）

無線設備又は高周波利用設備の通信設備により

虚偽の通信を発した者 ⇒ 3年以下の拘禁刑又は

150万円以下の罰金

虚偽の遭難通信を発した者 ⇒ 3月以上10年以下の拘禁刑

罰則とは、刑罰又は行政罰を定めた規定を言う。憲法第31条には、罰則は法律で定めることを原則とすることが定められている。これにより、特に法律の委任がある場合を除いて、政令その他の命令では、罰則を設けることができない。これを、罪刑法定主義という。

刑罰とは、犯罪を行った者に科せられる制裁のことを言い、その種類には、主刑としての死刑、拘禁刑、罰金、拘留、過料と付加刑としての没収がある。電波法は、第九章において、電波法上の罰則を規定している。電波法の罰則における刑は、拘禁刑、罰金、過料がある。

犯罪の実行に着手してこれを遂げなかった場合を未遂といい、未遂を罰する場合には、法律の本条でこれを定めるべきことが規定されている。（刑法第43条、第44条）。

電波法では、第105条（遭難通信の不取扱い又は遅延及び遭難通信の取扱い妨害）及び第108条の2（公共的な重要無線通信設備の損壊、機能の障害、及び通信の妨害）に未遂罪が適用される。

罰則に該当する行為をした者を処罰するほか、その者を雇用している事業主を処罰する規定を両罰規定という。事業主に対する刑罰は罰金刑となる。電波法では、第111条の規定により、第110条、第110条の2、第111条～第113条に両罰規定が適用される。

## 電波法 第9節 罰則

3. 破壊行為を主張する通信の発信（電波法第107条）  
無線設備又は高周波利用設備の通信設備により  
日本国憲法又は政府を暴力で破壊することを  
主張する通信を発した者 ⇒ 5年以下の拘禁刑
4. わいせつな通信の発信（電波法第108条）  
無線設備又は高周波利用設備の通信設備により  
わいせつな通信を発した者 ⇒ 1年以下の拘禁刑又は  
100万円以下の罰金



shutterstock.com - 2372630435

## 電波法 第9節 罰則

5. 公共的な重要無線通信設備の損壊等に対する罰則規定（電波法第108条の2）  
電気通信業務又は公共的な重要無線通信の用に供する  
無線設備の損壊等により、無線設備の機能に障害を与  
えて無線通信を妨害した者 ⇒ 5年以下の拘禁刑又は  
250万円以下の罰金  
未遂罪は、罰する
6. 通信の秘密に係わる違反に対する罰則規定（電波法第109条）  
無線局の取扱中に係る無線通信の秘密保持違反を  
犯した者 ⇒ 1年以下の拘禁刑又は  
50万円以下の罰金  
無線通信の業務に従事する者 ⇒ 2年以下の拘禁刑又は  
100万円以下の罰金

